

尼崎市立武庫北小学校育友会会則

第6章 役員・委員・会計監査並びに顧問とその選出

第1章 名称

第1条 本会は尼崎市立武庫北小学校育友会といひ、事務所を同校(以下「本校」といふ)内におく。

第2章 目的

第2条 本会は保護者と教職員が協力して、本校児童の幸福な成長を図り、あわせて会員の親睦を深め、教養を高めることを目的とする。

第3条 本会は前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

1. 会員の教養を高め、親睦を深めるための行事を行う。
2. 児童の保健・厚生並びにその保護善導に努める。
3. 学校の教育的環境の整備を図る。
4. その他、一層よい家庭と学校と社会を作る上に必要な活動を行う。

第3章 方針

第4条 本会は教育を本旨とする民主的団体として、次の方針に従って活動する。

1. 児童の教育並びに福祉のために活動する他の団体及び機関と協力する。ただし、他のいかなる団体からも支配・統制又は干渉を受けない。
2. 特定の政党や宗教に偏るような行為、公職の選挙運動、その他本会の目的以外の活動は行わない。
3. 本校の教育向上のために活動し、必要な意見は具申するが、学校の人事及び管理には干渉しない。

第4章 会員

第5条 本会の会員は本校児童の父母又はこれに代わる保護者及び本校の教職員とする。

第5章 経理

第6条 本会の経費は会費・寄付金及びその他の収入によって賄われ、これを第2章の目的達成のため以外に使用することはできない。

第7条 本会の会費は月額300円(1児童及び教職員)とし、8・3月を除く10か月の徴収とする。

第8条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第9条 本会の経理は総会にて承認された予算に基づいて行われ、会計監査を経てこれを会員に報告するものとする。

第10条 本会の役員・会計監査並びに顧問は次のとおりとする。

1. 役員
 - (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 若干名
 - (3) 事務局 若干名
 - (4) 会計 2名
 - (5) 広報部 若干名
2. 会計監査 2名
3. 顧問 若干名

第11条 役員は次のとおりとする。

1. 会計監査は役員及び委員を兼ねることができない。

第12条 役員は任期は次のとおりとする。

1. 役員は任期は2年とする。立候補する場合はその限りでない。
2. 会計監査及び顧問の任期は1年とする。ただし、会計監査専従者は3年とする。再任は妨げない。

第13条 役員は選出及び承認は次のとおりとする。

1. 会長並びに副会長の選出及び承認
 - (1) 正副会長は役員会で選出方法を定め、候補者を選出する。
 - (2) 正副会長候補者は、総会の承認を得て、決定する。
2. 事務局・会計・広報部並びに会計監査は、役員会が会員中より推薦し、総会の承認を得て決定する。
3. 顧問は、役員会の承認を得て会長が委嘱する。但し校長及び教頭は前文に関わらず顧問とする。

第14条 役員に欠員ができたときは、各選挙の次点者をもってその後任を補充する。任期は前任者の残任期間とする。

第15条 役員は就任に係る義務及び免除については、次のとおりとする。

1. 役員を経験した者は免除される。
2. 地区委員を経験した者は役員を免除される。ただし、役員の再任は妨げない。

第7章 役員・会計監査並びに顧問の任務

第16条 役員・会計監査並びに顧問の任務は次のとおりとする。

1. 会長は本会を代表し、会務を総理する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代理する。
3. 事務局は会の通知及び記録等の事務処理を行うと共に、事務用品・備品等の購入・管理を行う。
4. 会計は予算に基づいて一切の経理を処理し、総会並びに定例役員会に報告する。
5. 広報部は、育友会広報誌の編集及び発行を行う。
6. 会計監査は常時本会経理の監査にあたり、総会並びに定例委員会に報告する。
7. 顧問は会長の諮問に応じ、諸会に出席し本会の運営に参加できる。

第8章 会 議

第17条 本会の諸会議は、次のとおりとする。

1. 総 会
2. 委員会
(1) 運営委員会
(2) 定例役員会

第18条 総会の構成及び運営は、次のとおりとする。

1. 総会は全会員を以て構成し、本会の予算審議・決算報告・会則の改定・役員承認並びにその他重要事項を審議する最高決議機関であり、毎年度初めに開催する。
2. 臨時総会は多数の会員が希望し、定例役員会にて必要と認められた場合に開催する。
3. 運営委員会は会長、副会長、学校代表、地域コーディネーターで構成し、本会の事業運営並びに定例役員会の議案を検討する。
4. 定例役員会は役員で構成し、総会及び運営委員会の決議に基づき、本会事業の企画並びに執行が円滑に行われるよう随時開催する。急を要する会則・規定の変更及び著しい過不足が生じた場合の補正予算を審議するための総会に次ぐ決議機関であり、役員会もしくは代表委員会で認められた場合に随時開催する。
5. すべての会議の議案並びに決議は、出席者の過半数の同意を得るものとする。

第9章 付 則

第19条 本会則以外で運営上必要な規定は、役員会で協議のうえ定例委員会の承認を得て定めることができる。

第20条 本会会則の改廃は総会の決議を要し、即日効力を発するものとする。但し、改正案は定例委員会の承認を得たうえで、総会の5日前までにその内容を全会員に通知しておかねばならない。

第21条 本会則は昭和43年5月23日より施行する。

昭和62年5月15日に一部改正
平成3年5月10日に一部改正
平成8年2月3日に一部改正
平成10年5月2日に一部改正
平成11年10月16日に一部改正
平成13年2月15日に一部改正
平成14年9月11日に一部改正
平成15年5月2日に一部改正
平成19年5月10日に一部改正
平成21年3月4日に一部改正
平成23年5月12日に一部改正
平成25年5月 日に一部改正
平成27年9月16日に一部改正
平成30年5月17日に一部改正
平成31年5月16日に一部改正
令和5年3月9日に一部改正
令和6年5月10日に一部改正
令和7年4月11日に一部改正
令和8年4月17日に一部改正

武庫北小学校育友会慶弔金規定

- 第1条 慶弔金に関することは、この規定の定めるところによる。
- 第2条 武庫北小学校（以下「本校」と称する）に通学する児童もしくは会員、並びに本校に勤務する教職員会員及びその家族が死亡したときは、つぎのとおり弔慰金、しきび一対又は供花を贈呈する。
- | | |
|------------------------------|---------|
| 1. 児童死亡の場合。 | 5,000 円 |
| 2. 会員死亡の場合。 | 5,000 円 |
| 3. 教職員会員及び配偶者死亡の場合。 | 5,000 円 |
| 4. 教職員会員及び配偶者の一親等以内の家族死亡の場合。 | 5,000 円 |
- 第3条 本校会員が育友会活動においてけがをしたときは、見舞金を贈呈する。（金額は、けがの程度によって役員会で協議する）
- 第4条 本校に勤務する教職員会員が傷病のため、引続き1か月以上休務したとき。又は祝い事があったとき。つぎのとおり見舞金、又は祝い金を贈呈する。
- | | |
|----------|---------|
| 1. 見舞金 | 5,000 円 |
| 2. 出産の場合 | 5,000 円 |
| 3. 結婚の場合 | 5,000 円 |
- 第5条 本校に勤務する教職員会員が退職・転出したときは、つぎのとおり餞別金を贈呈する。
- | | |
|-----------------------|---------|
| 1. 本校在職年数3年以下の教職員会員 | 3,000 円 |
| 2. 1年増すごとに1,000円増額する。 | |
- ただし、端数月は6捨7入とする。また、教職員の個別の事情に配慮して贈答品を進呈する。
- 第6条 本校育友会役員が任期満了したときは、謝礼金を贈呈する。
- 第7条 本校学校行事及び武庫地区・武庫P・行事については、賛助金又は祝い金等を贈呈する。

付 則

- 第8条 この規定で「教職員会員」とは、校長・教頭・教諭（養護・嘱託を含む）・事務職員・栄養職員及び市職員（校務員・調理師）をいう。
- 第9条 この規定で「武庫P」とは、武庫地区小・中学校連合育友会の略称である。
- 第10条 この規定に定めていない特別事項は、役員会において別途協議決定する。但し、急を要する場合は会長・副会長協議の上処理し、次の役員会にて了承を求める。
- 第11条 この規定は役員会で協議のうえ、定例委員会の承認を得て変更することができる。
- 第12条 この規定は昭和55年5月12日より施行する。

平成13年2月15日一部改正。

武庫北小学校育友会会計処理規定

第1章 総 計

- 第1条 武庫北小学校育友会の会計は、この規定の定めるところによる。
- 第2条 会計年度は4月1日から翌年3月31日迄とする。

第2章 会計伝票

- 第3条 出金に関する一切の取引は、すべて別に定める会計伝票によって処理する。
- 第4条 会計伝票は取引発生都度、証拠書類によって出金の場合は請求者が発行する。
- 第5条 証拠書類は会計が規約・規定及び諸決定事項に適合するか、又は予算との関係を審査し承認したものでなければならない。
- 第6条 発行した伝票には、会計並びに会長の承認印を得なければならない。
- 第7条 会計伝票は、整然且つ明瞭に記載し、金額欄の数字は改ざん又は訂正することができない。

第3章 会計帳簿

- 第8条 会計帳簿の種類はつぎのとおりとする。
1. 小口現金出納帳
 2. 現金出納帳
 3. 予算差引簿
- 第9条 会計帳簿には適切な見出しを付し、各口座の上部には必ず勘定科目を明示する。
- 第10条 会計帳簿はすべて会計伝票により記帳し、もし帳簿金額欄に訂正を要するときは必ず朱線二行を以って抹消し、訂正者が捺印する。

第4章 出 納

- 第11条 入金は預金するのを原則とする。但し、急を要する出金についての小口現金は担当会計が管理する。
- 第12条 預金は育友会を名義人とする。
- 第13条 育友会会費の収納に際しては、学校諸費用の口座振替に準ずる。
- 第14条 出納担当会計は、第6条に定める各代表の認印の揃った伝票でなければ出金してはならない。
- 第15条 出金の完了した伝票及び証拠書類には、「出納者印」を押印する。
- 第16条 物品購入等への仮払は、原則として認めない。但し、備品購入等の高額金に対しては、役員会の承認を得て支払う事ができる。
- 第17条 仮払を受けたものは、証拠書類によって速やかに精算しなければならない。
- 第18条 各委員会等の代表者には、年度初めに会議・活動費を支給する。これは年度の終わりに清算しなければならない。

武庫北小学校育友会旅費規定

第5章 予 算

- 第19条 予算は4月1日から翌年3月31日までの期間について編成する。
第20条 予算案の編成は、正副会長及び会計との協議によって、前年度中に確立しなければならない。
第21条 編成された予算案は、正副会長並びに校長とで審議し、定時総会にて会員の承認を得なければならない。
第22条 承認された予算における各勘定科目間の流用はできない。
第23条 予見し難い予算不足に充当するため、予備費を予算に計上することができる。

第6章 決 算

- 第24条 会計は3月31日に各会計帳簿を締切り、決算書類を作成し会計監査を経て、総会に報告しなければならない。

第7章 積 立 金

- 第25条 周年事業等の支出に充てるため、特別事業積立金を予算に計上する。
第26条 積立金は一般会計と区別し、別の預金通帳で保管しなければならない

第8章 備 品

- 第27条 備品とは単価5,000円以上のものをいい、高額な購入金が必要な場合は、総会にて予算計上し会員の承認を得なければならない。その他、必要に応じて役員会の承認を得て購入することができる。
第28条 備品の購入及び管理は事務局が担当し、必ず備品台帳に記帳する。

付 則

- 第29条 この規定は役員会で協議のうえ、定例委員会の承認を得て変更することができる。
第30条 この規定は平成13年2月15日より施行する。

- 第1条 旅費に関することは、この規定の定めるところによる。
第2条 出張は会長より受命の上行い、帰着後復命するものとする。
第3条 旅費の支給は、最も経済的な通常の順路と交通機関により、その2等実費を支給する。
第4条 市内出張の旅費は、電車・バスの実費とする。但し2km以内は原則として支給しない。
第5条 急行・特急列車の使用については、役員会にて協議する。
第6条 出張が午前・午後にわたり4時間を越える場合は、日当として1,000円を支給する。
第7条 宿泊を認められた出張の宿泊費は、役員会にて協議する。
第8条 旅費の支払は、原則として後払いとする

付 則

- 第9条 この規定に定めていない事項は、役員会にて協議決定する。
第10条 この規定は役員会で協議のうえ、定例委員会の承認を得て変更することができる。
第11条 この規定は昭和53年3月31日より施行する。

平成11年10月16日一部改正
平成13年2月15日一部改正
令和4年3月9日一部改正

武庫北小学校育友会サークル活動規定

- 第1条 育友会サークルの活動に関することは、この規定の定めるところによる。
- 第2条 育友会サークルは、会員相互の親睦を深めると共に、健康の推進と教養を高めることを目的とする。
- 第3条 育友会サークルは全会員を対象とし、会員を以て構成する。但し、元会員の参加はこれを妨げない。
- 第4条 各サークルは活動内容を広く知らしめ、より多くの会員が参加できるように努める。
- 第5条 各サークルは代表者1名を定め、現・元会員を含めた名簿を作成し、年度初めに本会に提出しなければならない。
- 第6条 新たにサークルを結成しようとする場合、発起人は活動内容・活動者名簿及び活動予定日を担当副会長に提出し、役員会の承認を得なければならない。
- 第7条 各サークルへの年間活動費は会員数によって定め、次のとおり支給する。
1. 会員数10名以下 5,000円
会員数11名以上は1名につき500円を加算する。
 2. 年度途中で結成されたサークルについては、6か月以上の活動サークルのみ、年間活動費の半額を支給する。
 3. 元会員については相当の自己負担金を徴収する。
- 第8条 各サークルは年度終わりに、活動報告書を本会に提出する。
- 第9条 各サークルが本校施設を利用する場合、本校授業及び行事を優先とし、時間内の調整は事前に行うものとする。又、事故あるときは各サークルの責に帰す。
- 第10条 運動を目的としたサークルは、全員のスポーツ保険加入を義務づける。
- 第11条 各サークルは、学校行事及び学校開放の活動にも積極的に参加する。

付 則

- 第12条 この規定に定めていない事項については、各サークルにて協議する。
- 第13条 この規定は役員会で協議し、定例委員会の承認を得て変更することができる。
- 第14条 この規定は平成13年2月15日より施行する。

武庫北小学校育友会一斉同報メール配信(ケータイ連絡網)規定

- 第1条 育友会一斉同報メール配信(ケータイ連絡網)に関することは、この規定の定めるところによる。
- 第2条 学校・育友会の情報・連絡を育友会会員に正確かつ迅速に伝える手段として導入する。
- 第3条 メール配信の登録は任意とする。
- 第4条 メール配信については、育友会役員会でセキュリティ・価格面等に合った業者を選定後会長名で契約し、業者との契約に基づき利用する。
- 第5条 会長・副会長が中心となり発信者を定め、別途運営方法(発信手順・チェック等)を作成し育友会が運営する。
- 第6条 育友会は、従来通りの印刷物配布も実施し、学校・育友会からの情報発信の充実に努める。
- 第7条 一斉同報メール配信に関して発生する契約の料金は、育友会費で支払う。但し、任意登録した育友会会員の受信に必要な費用(パケット料等)は会員個人の負担とする。
- 第8条 年に一度利用状況を役員会で検討し、契約の継続・非継続を含めた運営の見直しを行う。

付 則

- 第9条 この規定に定めていない特別事項は、定例役員会において別途協議決定する。但し、急を要する場合は会長・副会長協議の上処理し、次の定例役員会にて了承を求める。
- 第10条 この規定は運営委員会で協議のうえ、定例役員会の承認を得て変更することができる。但し、サービス契約の廃止(非継続の場合)は定例役員会の承認を得たうえで、総会で決議する。
- 第11条 この規定は平成19年5月10日より施行する。

個人情報の取り扱いに関する規約

尼崎市立武庫北小学校育友会

尼崎市立武庫北小学校育友会は個人情報を下記の通り扱います。

記

尼崎市立武庫北小学校育友会 個人情報取り扱いに関する内規

(目的)

第1条 尼崎市立武庫北小学校育友会（以下、「本会」という。）が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、育友会役員名簿及びその他の個人情報の取り扱いについて定めるものとする。

(責務)

第2条 本会は個人情報に関する法令を遵守するとともに、育友会活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(管理者・取扱者)

第3条 本会における個人情報の管理者は育友会長とし、取扱者は育友会役員とする。

(秘密保持義務)

第4条 個人情報の管理者・取扱者は、職務上知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。
その職を退いた後も同様とする。

(取得と利用)

第5条 取得した個人情報は、次の目的のために利用する。

- (1) 育友会運営にかかる諸連絡
- (2) 会員名簿、委員会名簿の作成

(管理)

第6条 個人情報は管理者又は取扱者が保管するものとし、適正に管理する。
不要となった個人情報は管理者立会いのもと、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(第三者への提供の制限)

第7条 本会の取り扱う個人情報は、本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

(補足)

第8条 この内規に定めない個人情報に関する事項については、役員会により協議する。

(附則)

この規約は、平成30年5月1日より施行する。

以上